

キャリア形成促進プログラムの基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地				
大原医療秘書福祉 保育専門学校	平成13年9月27日	村田 美保	〒101-8352 東京都千代田区西神田2丁目4番10号 (電話) 03-3234-5856				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中本 每彦	〒101-0085 東京都千代田区西神田1丁目2番10号 (電話) 03-3292-6266				
正規課程/履修証明プログラム	分野	プログラムの名称		昼夜の別	開設年月日	生徒定員	修業年限・修業期間
正規課程	教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程社会福祉学科		夜間	平成22年4月1日	20人	1年
開講時期	前期 4月1日～9月30日 後期 10月1日～3月31日	直近の修了者数※2		修了者のうち就職者数※2	修了者のうち就業者数※2		
		14人		8人	3名		
プログラムの 目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定の社会福祉士一般養成施設として、社会福祉施設等と連携し、社会福祉士の職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的としている。具体的には相談援助の理論と方法や地域福祉の理論と方法、相談援助演習など複数の科目を実務家教員及び実務家が担当することにより、相談援助職として実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする。また、課程を修了することで社会福祉士の国家試験の受験資格も得ることができる。						
認定年月日※3	令和2年3月25日						
対象とする職業 の種類	相談援助職(ソーシャルワーカー)	身に付けること のできる能力		<ul style="list-style-type: none"> ■身に付けられる知識、技術及び技能 介護施設等で相談援助職として必要となる知識及びさまざまな相談援助技術や技能 ■得られる能力 社会福祉士として必要とされる能力。具体的には以下の能力が得られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえた疾病や障害に関する知識。 ・基本的な心理学的知識。 ・現代社会が社会理論によってどのようにとらえられることができるのか等、社会問題の捉え方と具体的な社会問題の知識、社会に関する基本的な視点。 ・福祉政策と関連政策についての理解、相談援助活動を行うにあたって求められる福祉制度と福祉政策に関する基礎的知識。 ・社会福祉における社会調査の意義と目的の理解、社会調査における倫理や個人情報保護、統計法、IT活用方法などの知識。 ・権利擁護の意義及び相談援助にかかる専門職倫理、総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義の理解。 ・相談援助における理論及びモデル、事例分析の意義と留意点などの知識、相談援助のそれぞれの家庭に対する相談援助の知識と技術。 ・相談援助職として基本的な知っておくべき社会保障の概念や理念を理解するとともに、現行の社会保障制度に関する具体的な知識。 ・相談援助に関する知識と技術を専門的援助技術として概念化、理論化する技術、実践力。等 			
カリキュラム内容	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設と連携して行う相談援助実習および相談援助実習振り返り。 ・相談援助の実務家教員による事例に基づくグループディスカッションやケースメソッド ・相談援助の実務家教員による知識の習得(相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、相談援助の基礎と専門職、高齢者に対する支援と介護保険制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度、現代社会と福祉、人体の構造と機能及び疾病、福祉サービスの組織と経営) ・大学教授等による知識の習得(心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、社会調査の基礎、社会保障) 						
総授業時数 又は単位数 ※4	1,220時間	要件該当授業時 数又は単位数 ※4	1,080時間	企業等連携 授業時数 又は単位数 ※4	240時間	要件該当授業時数 /総授業時数 ※4	0.89
社会人が受講 しやすい工夫	<ul style="list-style-type: none"> ■社会人が受講しやすい工夫の内容 (例)休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休暇時における集中開講、IT活用、経済的支援制度の整備、補講の実施、託児サービスの実施、就職サポート等 月～金曜日は18:30～の夜間授業 土曜日のみ10:00～の昼間授業 取得済み資格(介護福祉士、介護支援専門員、保育士、実務者研修、初任者研修、ホームヘルパー、行政書士、税理士、弁護士など)による特別奨学生制度を設けることで、活躍のフィールド拡大の機会を積極的に提供し、かつ経済的負担を軽減している。 専門実践教育訓練給付金の認可を受けることで、経済的負担を軽減している。 社会福祉施設において240時間(約32日間)の相談援助実習が必要であるが、社会人でも仕事等と両立できるよう、分割での実習を可能としている。 学習が継続しやすいよう、メールや電話での質問対応を実施している。 ■修了時に付与される資格等: 有・無 ※有の場合、資格等の詳細を記入 社会福祉士国家試験受験資格 大原医療秘書福祉保育専門学校卒業証書、社会福祉士一般養成施設としての修了証の交付 						
成績評価の 基準・方法	<p>学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。</p> <p>授業科目ごとに行う試験によって判定する。ただし、授業科目によっては、その他の方法で判定する場合がある。</p>		プログラム 修了要件		<p>1,200時間以上履修し、かつ、その該当する授業科目について合格に達した者 なお、履修においては下記3項目を満たした者に卒業証書を授与する。 ①履修時間の出席率は、授業科目ごとの出席時間数が履修時間の3分の2以上および実習の出席時間数が履修時間の5分の4以上の者 ②授業科目ごとの試験で100点中60点以上を取得した者 筆記試験、レポート等による評価 ③実習先の施設評価が100点中60点以上を取得した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習先による評価表での評価 (実習態度、技術及び知識、協調性や利用者本位・自立支援、権利擁護、専門職としての自己覚知など、社会福祉士としての資質や適性等) ・実習巡回指導による評価 (相談援助職としての利用者理解、利用者とのコミュニケーション、観察・記録の状況等) ・学校担当者による評価表での評価 (社会福祉士の役割、日常生活に関する援助技術、観察・記録・報告、援助計画の立案等の相談援助技術及び知識、実習日誌や立案計画等の書類の内容等) 		
当該プログラム ホームページ URL	https://school.o-hara.ac.jp/tokyo_iryo/bunya/hukushi/syakaihukushi						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定プログラムにおいては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください。

2. 「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」(※2)

「直近の修了者数」、「修了者のうち就職者数」、「修了者のうち就業者数」の欄には、正規課程については公表年月日年度の前年度の実績人数を、履修証明プログラムについては公表年月日の時点において最後に修了者を出した直近の開講時期における実績人数を記入してください。各実績人数は、学校が把握している範囲での数字を記入してください。

「修了者のうち就職者数」の欄には、推薦プログラム修了後に推薦プログラムの対象とする職業に就職した受講者数を記入してください。「修了者のうち継続在職者数」の欄には、推薦プログラム受講時に在職していた企業等に推薦プログラム修了時点において引き続き在職した受講者数を記入してください。

3. 認定年月日(※3)

キャリア形成促進プログラムとしての認定年月日を記入してください。初回認定の場合は空欄としてください。

4. 授業時数又は単位数の表記(※4)

推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。

1. 「対象とする職業に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①厚生労働大臣社会福祉士一般養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習又は就職先である社会福祉施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置づけについて

委員会は学校内教務部の上位に設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置づける。また、委員会は、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する意見を集約し、教育課程編成の策定を行う。

②意思決定の過程について

(ア)委員会において各学科の課題を明確にして、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの提言を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)教育課程編成委員会内での決定事項については、校長、教務部長が速やかに次年度以降の教育課程編成に反映する。

(エ)大原学園全体で共通する内容は、大原学園教育本部へ報告し、大原学園全体で協議の上、教育課程編成に反映する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
村田 美保	大原学園 大原医療秘書福祉保育専門学校	-	-
小木曾 勇士	大原学園 大原医療秘書福祉保育専門学校	-	-
佐々木 美由紀	大原学園 大原医療秘書福祉保育専門学校	-	-
斉藤 浩司	大原学園 大原医療秘書福祉保育専門学校	-	-
嶋田 芳男	東京家政学院大学大学院 人間生活学研究科 教授	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	②
薄井 正和	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 特別養護老人ホーム ゆたか苑 園長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「-」を記載ください。)

①推薦プログラムが対象とする職業の属する業界全体の動向に関する知見を有する業界団体等の役職員

②推薦プログラムが対象とする職業に関連する学会や学術機関等の有識者

③推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

年2回(8月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和6年7月29日 16:00～17:15

第2回 令和6年12月20日 16:00～17:15

(5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

高齢者虐待について理解を深めるとともに、虐待防止に向けた社会福祉士の役割について意見を伺った。具体的には、どのような言動が虐待になるのかを学ぶことが大切であり、施設全体で取り組むことの重要性について理解を深めることが重要である。社会福祉士は、職員の学びを深めるための研修を企画したり、職員の言動などに対して、対応や指導を行うことも求められることを前提に学びを深めることも必要等の助言を頂いた。また、地域包括支援センターを中心に、実習において見聞きした内容をクラス内で共有し、クラス全体の理解を深める重要性などについても助言を頂いた。

上記の助言を基に、実習後の報告会において、各実習先施設の虐待防止への取り組みや、過去の虐待事例等を共有するとともに、どのような言動が虐待になるか、虐待につながる要因は何か、虐待を防止するためにはどのような取り組みが有効かなどについて、意見交換を行い、虐待防止に関する理解を深めることができた。

2. 「対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別の定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。」関係

(1) 企業等と連携して行う授業における連携の基本方針

- ① 社会福祉士一般養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、社会福祉施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
- ② 社会福祉施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、相談援助職としての意識改革を実現する。
- ③ 社会福祉施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを社会福祉施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。
- ④ 実務家による講義内において、実務に即した知識の習得および援助技術の習得を実現する。

(2) 企業等と連携して行う授業における連携内容

※授業内容は方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

社会福祉施設等に相談援助実習受け入れ依頼を行い、相談援助実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、下記の点について連携している。

- ① 実習実施前に、実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、担当教員による施設巡回指導
- ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価
- ⑤ 実習の振り返り時において、施設実習担当者による実習効果の確認

(3) 実践的な方法による授業のうち、企業等と連携して行う授業の具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について

科目名	科目概要	連携企業等
相談援助実習	相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術を理解し、実践的な技術等を体得する。関連分野の専門職との連携のあり方や内容を理解する。	八幡苑、深沢共愛ホーム、モンド湘南藤沢、ちば美香苑、藤崎病院、池袋ほんちょうの郷、くすのきの郷、サニーヒル板橋、あきる野福祉工房、千歳敬心苑、渋谷寮、大田区立障がい者総合サポートセンター、座間総合病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦プログラムの教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規定に定められていることを明記。

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおり。

- ① 教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ② 大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
- ③ 各自治体等が実施する指導者向けセミナーへの参加
- ④ 学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「福祉施設における終末期の支援について」 (連携企業等: 社会福祉法人カメリア会 特別養護老人ホームサンハイム荒川)

川 施設長 大林 智憲

期間 2024年3月29日 対象: 学科に所属する教員

内容: 高齢者施設においてニーズが高まっている、終末期の支援について、導入時の留意点、支援のプロセス、利用者や家族とのかかわり方、終末期にかかわる職員への支援などについて、施設における実際の取り組みなどを学んだ。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「2024年度入学生に求められる学生指導とは」 (連携企業等: ベネッセグループ(株)進研アド)

期間 2023年7月21日 対象: 学科に所属する教員

内容: 学習についていけず退学してしまう学生を事前に防ぐ方法、基礎学力が低く、専門分野の学びについていけない学生の解決方法など、入学者数減少と学力低下が専門学校教育に及ぼす影響を踏まえ、求められる学生指導を訓練し、指導力を身に付けた。

(3) 研修等の計画

① 推薦プログラムが対象とする職業に係る実務に関する研修等

研修名「高齢者虐待の防止について」 (連携企業等: 協力施設の施設長等)

期間 令和6年12月予定 対象: 学科に所属する教員

内容: 2024年の介護保険改正において、「高齢者虐待防止の推進」が盛り込まれ、高齢者虐待の防止に向けた更なる対応が求められている。現在、高齢者施設等で実際に行われている高齢者虐待防止に向けた職員への研修や、虐待防止委員会での取り組み、介護現場での取り組み等について、施設における事例や実際の取り組みなどを説明していただく予定。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「中退防止に向けた「入学前」からの学力向上」 (連携企業等: ベネッセグループ(株)進研アド)

期間 令和6年7月2日 対象: 学科に所属する教員

内容: 中退リスクの高い学生をいかに見つけるか、最新のデータから専門学校志望層の傾向を分析し、解説をいただく予定。入学前からの予防的アプローチの必要性を踏まえ、求められる学生指導を訓練し、指導力を身につける研修。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。」「評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。課題の残る評価結果については、課長職以上の管理職より改善計画を策定し、次年度以降の学校運営に反映させ改善を図る。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	① 理念・目的・育成人物像は定められているか。 ② 学校の特色はなにか。 ③ 学校の将来構想を抱いているか。
(2) 学校運営	① 運営方針は定められているか。 ② 事業計画は定められているか。 ③ 運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④ 人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤ 意思決定システムは確立されているか。 ⑥ 情報システム化等による業務の効率化が図られているか。

(3)教育活動	<p>①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向づけられているか。</p> <p>②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。</p> <p>③カリキュラムは体系的に編成されているか。</p> <p>④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。</p> <p>⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。</p> <p>⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。</p> <p>⑦育成目標に向け授業を行なう事ができる要件を整えた教員を確保しているか。</p> <p>⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。</p> <p>⑨資格取得の指導体制はあるか。</p>
(4)学修成果	<p>①就職率(卒業生就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。</p> <p>②資格取得率の向上が図られているか。</p> <p>③退学率の低減が図られているか。</p> <p>④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。</p>
(5)学生支援	<p>①就職に対する体制は整備されているか。</p> <p>②学生相談に関する体制は整備されているか。</p> <p>③学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。</p> <p>④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。</p> <p>⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。</p> <p>⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行なわれているか。</p> <p>⑦保護者と適切に連携しているか。</p> <p>⑧卒業生への支援体制はあるか。</p>
(6)教育環境	<p>①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。</p> <p>②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。</p> <p>③防災に対する体制は整備されているか。</p>
(7)学生の受入れ募集	<p>①学生募集活動は、適正に行なわれているか。</p> <p>②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。</p> <p>③入学選考は適正かつ公平な基準に基づき行なわれているか。</p> <p>④学納金は妥当なものとなっているか。</p>
(8)財務	<p>①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。</p> <p>②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。</p> <p>③財務について会計監査が適正に行なわれているか。</p> <p>④財務情報公開の体制整備はできているか。</p>
(9)法令等の遵守	<p>①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。</p> <p>②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。</p> <p>③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。</p> <p>④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。</p>
(10)社会貢献・地域貢献	<p>①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行なっているか。</p> <p>②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。</p>
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会にてご意見頂いた項目について、以下の通り活用している。

■教職員の資質向上への取組みについて

・企業・施設等で取り組んでいる研修、有効な外部研修の情報を提供いただいた。校内では施設職員の方をお招きにして教員の知識力が向上するよう各分野に特化した研修を実施している。今後も効果的な校内研修の実施または外部研修に参加できるよう、引き続き、情報収集を行っていく。

■就職等進路に関する支援組織体制について

・就職試験について、オンラインが増えてきているため、企業・施設側からの視点で注意点等をご教授いただいた。採用試験の前に、学生同士でオンライン接続を行い、相手にどのように映っているかを確認させている。また、オンライン上の相手に与える印象などを題材にディスカッションを行い、必要性を理解させた上で、事前準備、オンライン練習の指導している。

■退学率の低減について

・新型コロナウイルスの影響により、学習環境(オンライン)に変化が生じ、精神的に不安定になってしまい、退学に至る学生も見受けられた。環境の変化で孤立感や不安感に苛まれたり、帰属意識が希薄になるなど原因が考えられるため、学生とのコミュニケーションの重要性について提言を受ける。そのため、教員と学生、更には学生間のコミュニケーション機会の創出のため、通常の学校行事に加えて、学生間で交流が図れるような行事を学生と共に企画し、導入する。

■防災に対する組織体制について

・施設内の防災訓練について、実施時期、実施内容等をご紹介いただいた。それらを踏まえ、校内の防災マニュアル見直し、職員向けの訓練・研修を実施している。また、学生向けの避難訓練を実施している。その他、不審者訓練等、様々な訓練内容についてを検討していく。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
片岡 浩	社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	業界団体
田ノ上 尚志	株式会社こどもの森 藤沢もりのこ保育園	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	企業等委員
薄井 正和	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会 特別養護老人ホーム ゆたか苑	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	企業等委員
櫻井 大樹	社会福祉法人 江東子ども会 亀戸浅間保育園	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	卒業生
築田 貴弘	社会福祉法人 奉優会 目黒区中央包括支援センター	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/career/>

公表時期: 令和6年10月4日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。

②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。

③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先 ④学校の沿革
(2)各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6)学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	-
(11)その他	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/about/career/>

公表時期: 令和6年10月4日

授業科目等の概要

分類			授業科目名	授業科目概要	授業時数/単位数	授業方法			実践的授業方法の種類				
必修	選択必修	自由選択				講義	演習	実験・実習・実技	企業連携	グループワーク	実務家授業	インターンシップ	
○			医学概論	多様化・複雑化している社会福祉ニーズに対応できるよう、人の成長・発達や心身機能と身体構造の概要について学ぶ。国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要、健康の概念について理解し、ライフステージにおける課題や公衆衛生の観点など多面的に理解する。疾病と障害の概要及びリハビリテーションの概念と範囲について理解する。	30時間/1単位	○					○		
○			心理学と心理的支援	人の心の基本的な仕組みや機能、発達と心理との関係、日常生活と心の健康に関して学ぶ。また、心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本、ソーシャルワークへの活用について理解する。	30時間/1単位	○						○	
○			社会学と社会システム	人々をとりまく現代社会が社会理論によってどのように捉えることができるのか、また、家族や生活に関して社会学の視点から学習する。社会的孤立や社会病理に関して学び、具体的な社会問題に関して理解を深める。	30時間/1単位	○							
○			社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解し、現代社会における福祉制度の意義や理論を理解する。福祉制度と福祉政策との関係を理解し、福祉政策におけるニーズと資源、課題について学ぶ。また、福祉政策の構成要素として、政府、市場、家族、個人の役割について理解するとともに、福祉政策と教育政策、住宅政策、労働政策との関係について理解する。ソーシャルワーク活動と福祉政策との関係について理解する。	60時間/2単位	○						○	
○			社会福祉調査の基礎	社会調査の意義と目的、統計法の概要について学ぶ。社会調査における倫理と個人情報保護の視点から留意すべき点について理解する。量的調査の種類と方法、質問紙の作成方法と留意点、質問紙の配布と回収、調査の集計と分析に関して学ぶ。質的調査の方法として、観察法と面接法の概要及び記録とデータ整理の方法について学ぶ。また社会調査の実施にあたってICTの活用方法に関して学ぶ。	30時間/1単位	○							
○			ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉士および精神保健福祉士の法的な位置づけ、役割と意義について理解し、ソーシャルワークの概念、範囲、理念、倫理について学ぶ。	30時間/1単位	○						○	
○			ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	社会福祉士の職域と役割について理解し、ソーシャルワークに係る専門職倫理について理解する。総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	30時間/1単位	○						○	
○			ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークにおける人と環境との相互作用に関する理論及び様々な実践モデル・アプローチについて学ぶとともに、ソーシャルワークの対象を理解し、ソーシャルワークの過程における知識と技術を学ぶ。コミュニティワークやソーシャルアドミニストレーション、ソーシャルアクション等についても学ぶ。	60時間/2単位	○						○	

○		ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワーカーとして、ソーシャルワーク過程の知識と支援方法を学ぶとともに、福祉の専門職としての問題解決能力を身につける。ソーシャルワーク場面の事例を通して、援助の意義や援助関係の形成方法、社会資源の活用、ソーシャルワークの技法について学ぶ。	60時間 /2単位	○						○	
○		地域福祉と包括的支援体制	地域福祉の基本的考え方、主体と対象、地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。地域福祉における多職種、多機関との連携を含むネットワーキングについて理解し、地域福祉の推進方法について学ぶ。	60時間 /2単位	○						○	
○		福祉サービスの組織と運営	福祉サービスに係る組織や団体の概要について理解する。 福祉サービスの組織と経営の基礎理論及び会計管理等の実際について理解する。 福祉サービスの管理運営について、サービス管理や苦情対応、人事・労務管理などに関する理解を深める。	30時間 /1単位	○						○	
○		社会保障	少子高齢化や労働環境の変化などによる現代社会の社会保障制度の課題について学ぶ。社会保障の概念、理念、対象について理解する。年金保険制度、医療保険制度、介護保険制度、労災保険制度、雇用保険制度、社会福祉制度、生活保護制度、家族手当制度に関して、制度の目的、対象、給付内容、財源構成などに関して学び、特に年金保険制度と医療保険制度に関しては具体的内容も学ぶ。先進諸国における社会保障制度の概要を概観する。	60時間 /2単位	○							
○		高齢者福祉	高齢者の定義と特性を学び、高齢者の生活実態と取り巻く社会環境、高齢者福祉の歴史、法制度への理解を踏まえて、高齢者と家族等との関係構築と支援の実際など、高齢者福祉を実践的に習得する。	30時間 /1単位	○						○	
○		障害者福祉	障害者とその家族の生活とこれらを取り巻く社会環境および生活課題を理解し、ソーシャルワーカーに必要な知識と視点を学ぶ。障害者福祉を理解するための考え方・発展過程、障害に関わる重要な思想・理念、法制度、支援のしくみについて基礎的な理解をはかる。それにより、障害者の生活を支える専門家として必要な知識の学習と課題への対応策を考える力を身につけることをめざす。	30時間 /1単位	○						○	
○		児童・家庭福祉	児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要、児童・家庭福祉制度の発展過程を理解する。そのうえで、児童の権利、児童・家庭福祉に関する法体系を理解する。また、児童・家庭福祉制度における組織や団体、専門職の役割を理解し、それぞれの連携方法、実態について理解する。	30時間 /1単位	○						○	
○		貧困に対する支援	低所得者層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要を理解し、そのうえで生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。また、自立支援プログラムの意義と実際について理解し、低所得者に対する対策について学ぶ。	30時間 /1単位	○						○	
○		保健医療と福祉	ソーシャルワーク実践において必要な保健医療の動向や関連政策、制度、保健医療サービス分野の概要を学ぶ。 保健医療サービスにおける専門職の役割、社会福祉士の役割と連携や協働について学習し、専門職としての知識、支援方法、態度を習得する。	30時間 /1単位	○						○	

○		権利擁護を支える法制度	ソーシャルワーク活動と日本国憲法、民法、行政法等との関わりについて理解する。権利擁護に関わる組織、団体の役割と権利擁護活動の実際について学ぶ。成年後見制度及び日常生活自立支援事業の概要について理解する。	30時間 /1単位	○									○
○		刑事司法と福祉	刑事司法を学ぶ意義を理解するとともに、刑事司法、少年司法の制度について学ぶ。施設内処遇や社会内処遇、医療観察制度や犯罪被害者等支援の概要やソーシャルワーカーの役割を学ぶ。	30時間 /1単位	○									○
○		ソーシャルワーク演習	ソーシャルワークのために不可欠である自己覚知、基本的なコミュニケーション技術、基本的な面接技術、ソーシャルワークの展開過程、ソーシャルワークの記録、グループダイナミクス、プレゼンテーション技術などを学ぶ。授業は個別学習と集団学習を通して具体的な援助場面を想定したロールプレイングなどの実技を中心とする演習形態にて行う。	30時間 /1単位										○
○		ソーシャルワーク演習 (専門)	ソーシャルワークの実践に必要な知識や技術、ソーシャルワークの展開過程、社会福祉士に求められる価値規範や倫理について理解する。虐待、引きこもり、貧困、災害時等の複合的な課題に対する総合的かつ包括的な支援について、事例検討を通じて理解を深める。	120時間 /4単位										○
○		ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習に向けて、ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的・実践的に理解し、実践的な支援方法を体得する。また、社会福祉士に求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。効果的な実習ができるように、各実習のオリエンテーション、事前準備指導を行う。実習記録の整理・実習のまとめ・ケーススタディの発表を通し、各自の課題を明確にするとともに、学びの共有をはかる。	90時間 /3単位										○
○		ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習を通して、ソーシャルワークに係る知識と技術を理解し、実践的な技術等を体得する。関連分野の専門職との連携のあり方や内容を理解する。	240時間 /8単位									○	○
	○	社会福祉総合演習	社会福祉士の職業に必要な専門的な知識を体系的に整理する。相談援助職として支援に結び付けるための制度概要の理解、関連機関及び関連職種についての知識を定着させる。	20時間 /1単位	○									
合計授業時数/単位数				要件該当授業時数/単位数										
1,220時間/41単位				1,080時間/36単位										

(留意事項)

- 申請するプログラムで受講可能な全ての科目について記入すること。
- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 一の授業科目について、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について「○」を付し、その他の方法について「△」を付すこと。
- 実践的授業方法の種類については、実施要項の3(6)の①～④の要件に該当する授業科目について○又は△を付すこと。
- 授業時数/単位数については、推薦プログラムが正規課程で時間制の場合は単位時間数、正規課程で単位制の場合は単位数、履修証明プログラムの場合は時間数を記入してください。
- 合計授業時数/単位数については、受講者が受講可能な全ての科目(必修・選択必修・自由選択を問わない)の合計単位時間数等を記入すること。
- 要件該当授業時数/単位数については、企業連携、グループワーク、実務家授業、インターンシップのいずれかに該当する科目の合計単位時間数等を記入すること。